

[第1章 総則 \(第1条\)](#)

[第2章 利用契約の成立 \(第2条、第3条\)](#)

[第3章 本サービスの内容 \(第4条—第7条\)](#)

[第4章 お客さまの義務 \(第8条—第13条\)](#)

[第5章 免責 \(第14条—第18条\)](#)

[第6章 料金 \(第19条\)](#)

[第7章 本サービスの更新、終了等 \(第20条—第22条\)](#)

[第8章 その他 \(第23条—第27条\)](#)

第1章 総則

第1条 (本利用約款の目的)

ファイルサーバーサービス smover. 利用約款 (以下、「本利用約款」という。) は、GMOクラウド株式会社 (以下、「当社」という。) が提供するファイルサーバーサービス smover. (以下、「本サービス」という。) の利用条件について定めることを目的とします。本サービスのライセンサーは、FOBASコンサルティング株式会社 (以下、「FOBAS」という。) です。

第2章 利用契約の成立

第2条 (申込みの方法)

1. 本サービスを申し込む場合には、申込書に必要事項を全て記入したうえ、当社に対して申込みを行うものとします。
2. 本サービスの申込みの際には、本利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、本サービスの申込みがあった場合には、本利用約款に同意したものとみなします。

第3条 (契約の成立)

1. 本サービスの利用契約 (以下、「利用契約」という。) は、当社がお客さまの申込みに対して承諾の意思表示を行ったときに成立するものとします。
2. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込みに対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) 本利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される時。
 - (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じているとき又は過去において遅滞の生じたことがあるとき。
 - (3) 本サービスの申込みの際に当社に対し虚偽の事実を申告したとき。
 - (4) クレジットカードによる料金の支払を希望する際に、クレジットカード会社の承認が得られないとき。
 - (5) 申込みの際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスを締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がないとき。
 - (6) 第23条第1項に定める反社会的勢力に該当するとき。
 - (7) 前各号に定めるときのほか、当社が業務を行ううえで支障があるとき又は支障の生じるおそれがあるとき。

第3章 本サービスの内容

第4条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、インターネットに接続された第6条に定める物理機器を介してお客さまのデータ、ファイル、プログラム、アプリケーション、ソフトウェアその他の電磁的記録（以下、「データ等」という。）を蓄積又は保存するストレージを提供するサービスです。その概要については、当社のウェブサイトにて定めるものとします。
2. 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを、前項に定めるサービスに付加して提供します。オプションサービスを利用するお客さまは、本利用約款のほか、当該オプションサービスに関する規則についても遵守してください。

第5条（サポート）

本サービスに関するサポートの内容、時間、方法等については、当社が別に定めるサポートポリシーに従うものとします。

第6条（物理機器）

1. お客さまは、本サービスの利用に際して、当社が指定する物理機器（以下、「物理機器」という。）を当社から購入するものとします。
2. 前項により、お客さまが購入した物理機器の所有権は、第19条に定める初期料金の支払が完了した時にお客さまに移転するものとします。
3. 当社は、FOBASが物理機器の送付手続を実施した日から3年間保証するものとします（以下、「保証期間」という。）。当社は、保証期間内に物理機器に故障が生じた場合には、無償にてその修理、交換を行うものとします。ただし、お客さまが物理機器を本来の用法に従って使用していなかったと当社が判断したときは、この限りではありません。
4. お客さまは、当社又はFOBASが必要に応じて行う物理機器のアップグレード又はアップデートの実施に同意するものとします。
5. お客さまは、保証期間満了後も本サービスを継続して利用する場合、新たな物理機器を当社から購入するものとします。この場合、新たに購入した物理機器について、第2項乃至第4項を準用するものとします。

第7条（知的財産権）

1. 本サービス及び本サービスに含まれるソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」という。）に関する商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の知的財産権（以下、「知的財産権」という。）は、当社又はFOBASに帰属するものとし、本利用約款によりお客さまに譲渡されないものとします。
2. 当社は、本利用約款の内容に従うことを条件として、本ソフトウェアを日本国内のみで使用し、非独占的かつ譲渡不可能な権利をお客さまに対し許諾するものとします。お客さまは、本ソフトウェアについて本サービスを利用する目的でのみ使用することができ、かかる目的以外に本ソフトウェアを使用しないものとします。当社は、本ソフトウェアのお客さま以外の第三者の使用を許諾しないものとします。

第4章 お客さまの義務

第8条（ID等の管理）

1. 当社は、本サービスを提供するために運用する各種のシステム（以下、「当社のシステム」という。）にアクセスするために必要なユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という。）をお客さまに対して発行します。
2. お客さまは、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。当社は、当社のシステムにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。

第9条 (データ等のバックアップ)

お客さまは、物理機器及びストレージに蓄積又は保存されたデータ等について、その滅失又は損傷に備えて、お客さまの責任で随時その複製を行うものとします。物理機器に蓄積された秘密鍵が滅失、損傷等した場合、当社は、ストレージに蓄積又は保存されたデータ等の復旧、復元その他の回復措置について一切の責任を負いません。

第10条 (禁止行為)

1. お客さまは、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者に行わせてはいけません。
 - (1) 法令又は公序良俗に反する行為
 - (2) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつくおそれのある行為
 - (3) 当社若しくは第三者の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為（本ソフトウェアのリバース・エンジニアリング、逆アセンブル若しくは逆コンパイルを含む。）。
 - (4) 物理機器の機能検証結果、ベンチマーク結果その他の評価結果を当社の事前の許可なく第三者に開示する行為
 - (5) 物理機器を日本国外に輸出若しくは移送する行為
 - (6) 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
 - (7) 当社の設備に過大な負荷を与える行為
 - (8) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、お客さまが前項の禁止行為を行い、又は第三者に行わせているときは、直ちに無催告で本サービスの提供を停止することができるものとします。

第11条 (お客さまと第三者との間における紛争)

お客さまは、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた一切の紛争について、お客さま自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

第12条 (契約上の地位の処分の禁止等)

1. お客さまは、当社の承諾がない限り、本利用約款に基づくお客さまの地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。
2. お客さまが物理機器及びストレージを第三者に利用させる場合において、当社は、当該第三者に対して、本サービスの提供その他の事項に関する一切の責任を負いません。また、当該第三者は、当社に対して、本サービスの利用その他の事項に関する一切の権利を有しません。お客さまと当該第三者との間で生じた紛争については、お客さまが責任をもって解決するものとし、当社は、当該紛争について一切関与しません。

第13条 (変更の届出)

1. 本サービスの申込みの際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 前二項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本利用約款に基づくお客さまの地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本利用約款に基づくお客さまの地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

第5章 免責

第14条 (不可抗力)

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為、本サービスの提供に際して当社が利用する第三者のソフトウェアの瑕疵や機器の故障等、当社に責任のない事由により、お客さまが本サービスを利用することができ

なくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第15条（ストレージの管理）

1. 当社（当社が作業を委託する第三者を含む。）は、本サービスを提供するためのストレージに不具合が発生した場合、ストレージ内のデータ等が当社の設備に過大な負荷を与えている場合、ストレージが不正にアクセスされ、又はウィルスに感染している場合、その他本サービスを提供するために必要がある場合には、お客さまに通知した上でストレージ内における調査、ストレージの修補又は停止、設定変更、筐体変更その他の管理作業（以下、「管理作業等」という。）を行うことができます。
2. 前項の規定にかかわらず、当社（当社が作業を委託する第三者を含む。）は、本サービスの提供のために緊急の必要がある場合には、お客さまに通知することなく、直ちに管理作業等を行うことができるものとします。
3. 当社は、前二項の管理作業等によってお客さまに生じた損害について、一切責任を負いません。

第16条（第三者からの攻撃）

当社は、お客さまに提供するストレージがDDoS攻撃等、第三者による攻撃を受けた場合には、お客さまに事前に通知することなく、ストレージの停止、ネットワークの切断、その他必要な措置を取ることがあります。この場合、当社の措置によりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第17条（免責）

1. 当社は、本サービスの全部若しくは一部の停止、物理機器若しくはストレージに蓄積若しくは保存されたデータ等の滅失、損傷若しくは漏洩、その他本サービスに関連して生じた損害について、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
2. 当社は、本利用約款において特に定める場合を除き、次の各号に掲げる事項、その他本サービスに関する事項についていかなる保証も行わず、いかなる担保責任も負いません。
 - (1) 本サービスが一定の品質を備えること。
 - (2) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
 - (3) 本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。

第18条（消費者契約に関する免責の特則）

1. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、月額利用料金の1か月分に相当する金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。
 - (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
 - (2) 本サービスにおける当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
 - (3) 本サービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（利用契約が請負契約の性質を有する場合には、本サービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を免除する条項
2. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、適用しないものとします。
 - (1) 当社の債務不履行（故意又は重大な過失に限る。）によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
 - (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた不法行為（当社の故意又は重大な過失に限る。）によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項

第6章 料金

第19条（料金の支払）

1. お客さまは、本サービスの利用の対価として、初期料金及び月額利用料金（以下総称して、「料金」という。）

を当社に支払うものとします。当社は、社会状況、経済情勢の変化、サービス提供上の技術的な要請その他の事情に基づき、料金又はその算出方法を改定することがあります。

2. 当社は、利用契約成立後、お客さまに料金を請求します。料金の請求を受けたお客さまは、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、料金を支払うものとします。
3. 本サービスの利用及び料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客さまが負担するものとします。

第7章 本サービスの利用期間、終了等

第20条（利用期間及び更新）

1. 本サービスの利用期間は、初期料金の支払を当社が確認した日から1か月間とします。
2. 利用期間の満了日の1か月前までに当社又はお客さまが更新を拒絶する旨を通知しない限り、利用契約は同一内容で前項と同一の利用期間をもって更新されるものとします。更新後の利用期間が満了する場合も同様とします。

第21条（解除）

1. お客さまは、当社の定める手続に従って、いつでも将来に向かって利用契約を解除することができます。
2. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本利用約款の定める義務に違背したとき。
 - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立が行われたとき。
 - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告したとき。
 - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。
 - (5) 前各号に定めるときのほか、当社が業務を行ううえで重大な支障があるとき又は重大な支障の生じるおそれがあるとき。

第22条（データ等の削除）

当社は、本サービスが利用期間の満了又は解除により終了した場合には、データ等の削除を行います。削除によりデータ等の滅失その他の損害が生じた場合であっても、当社は、お客さま又は第三者に対しデータ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

第8章 その他

第23条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客さまは、現在及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力（本利用約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証するものとします。
2. 当社及びお客さまは、暴力的又は脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し、保証するものとします。
3. 当社及びお客さまは、相手方が前二項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに利用契約を解除できるものとします。

第24条（紛争の解決のための努力）

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決のための努力をするものとします。

第25条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。
2. 本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。本サービスの廃止を行う場合には、その1か月前までにその旨をお客さまに通知します。

第27条（本利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、改定された本利用約款の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

附則（2016年4月20日実施）

本利用約款は、2016年4月20日から実施します。